

第55回東京都農業祭(植木部門)で 市内の農家の方々が特別賞を受賞しました

4月18日・19日に神代植物公園 広場特設会場(調布市深大寺元町五丁目)で開催された「第55回東京都農業祭(植木部門)」で、市内の農家の方々が特別賞を受賞しました。



受賞された松村俊夫さん(左)と松村直夫さん(右)

おめでとうございます。
産業振興課農政係
☎042-497-2052



賞名	樹種名	出品者名
JA共済連東京都本部長賞	シダレモミジ 流泉	松村 俊夫
東京都農住都市支援センター会長賞	常夏ツツジ	松村 直夫
東京都緑化推進委員会会長賞	常緑ヤマボウシ 月光	松村 俊夫

令和8年度 市民税・都民税

◆令和8年度市民税・都民税の納税通知書を発送します

納税通知書の発送予定時期(納付方法別)

納付方法	発送日	宛先
給与特別徴収(給与から天引き)	5月13日(水)	勤め先など
普通徴収(ご自身で納付)	6月10日(水)	本人
年金特別徴収(年金から天引き)		

【注意】

- ①納付方法が複数にまたがる方(給与特別徴収に加えて、年金や不動産等があり年金特別徴収や普通徴収がある場合)は、上記日程にて複数の納税通知書が届きます。
- ②納税通知書には、所得や控除の内訳、各期別の納付額・納期限などが記載されていますので、必ずご確認ください。
- ③市役所へお問い合わせの際は、ご本人確認のため納税通知書をお手元にご用意ください。
- ④本人の申告時期や勤め先などからの課税資料・異動届の提出時期によっては、発送された納税通知書にその内容が未反映である場合があります。その場合は、税額等を更正して後日改めて通知します。

◆令和8年度から新たに年金特別徴収(年金天引き)になる方へ

令和8年4月1日時点で65歳以上の方の公的年金等の所得に課税される市民税・都民税は、原則として年金特別徴収(年金天引き)となります。それ以外の所得に課税される市民税・都民税は、普通徴収または給与特別徴収です。

令和8年度から年金特別徴収が開始(再開)となる方は、まず市民税・都民税のうち、公的年金等の所得に課税される税額の2分の1相当額を普通徴収の第1期・第2期にご自身で納めていただくこととなります。**6月10日(水)に発送の納税通知書に納付書が入っていた場合は、納付忘れがないようお気を付けください。**

普通徴収を納付していただいた後、残りの税額について10月から年金天引きを行います。なお、令和7年度から継続して年金特別徴収となる方は、普通徴収は発生せず、年金支給ごとに天引きされますので、ご自身で納付していただくことはありません。

◆令和8年度 課税・非課税証明書の発行を開始します

▶市役所で発行

納付方法	発行開始日
給与特別徴収のみの方	5月13日(水)
上記以外の方	6月10日(水)

▶コンビニ・デジタルサービススポットで発行

※利用者証明用電子証明書搭載のマイナンバーカードをお持ちの方で、本人のみ発行可能

納付方法	発行開始日
すべて	6月10日(水)

【注意】

- ①令和8年度の課税・非課税証明書は、令和8年1月1日時点で清瀬市に住民登録のある方で、所得等についての申告をしている方に発行できます。1月1日時点で他自治体に住民登録をしていた方は、その自治体にお問い合わせください。
- ②郵送での請求も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- ③市民課の休日窓口でも取得できますが、申告漏れや申告遅れ等による未処理分がある場合など、発行できない場合があります。ご不安な方は平日に市役所窓口にお越しください。なお、申告してから課税・非課税証明書を発行するまでには日数を要しますので、ご注意ください。

課税課市民税係 ☎042-497-2040



郵送での申請方法

「市長と語る会」を開催します

市政について、市民の皆さまと原田市長が直接話す場として、第1回「市長と語る会」を開催します。たくさんのご意見をお待ちしています。(年4回実施予定。次回以降の詳細は市報でお知らせいたします。)



申込みフォーム

市内在住の方。先着40人

【テーマ】市内の読書環境について(図書館、市民サロンなど)

日5月26日(火)午前10時~11時ごろ

場男女共同参画センター 申込みフォーム(難しい方は下記へお問い合わせください)。シティブロモーション課プロモーション係 ☎042-497-1808

※多くの方にご覧いただくため、市公式YouTubeでライブ配信を行う予定です。予めご了承ください。

20歳のつどい衣装レンタル料等を補助します

令和9年実施予定の「清瀬市20歳のつどい」に参加するにあたり、振袖等の着用を希望する方で、経済的に困難な場合に、京都きもの友禅(株)との協定に基づき、市がレンタル費用などの一部を補助します。

令和9年の「清瀬市20歳のつどい」対象者(平成18年4月2日~平成19年4月1日生まれの方)のうち清瀬市に住民登録がある非課税世帯の方

【補助対象】衣装レンタルなど

一式

【自己負担額】1万円

6月8日~7月

10日に右記QRコード内申込みフォーム

または直接窓口で市民協働課協働係 ☎042-497-1803

※予算に達し次第終了。



詳しくはこちら



募集

令和8・9年度 図書館協議会委員を募集します

市では、清瀬市立図書館設置条例に基づき、図書館サービス等について意見を述べる機関として、図書館協議会を設置しています。そこで、令和8・9年度に公募委員としてご参加いただく市民の方を募集します。【募集人員】若干名(委員会は学識経験者を含む10人以内で構成)



詳しくはこちら (5月15日~公開)

【応募資格】次のすべての要件を満たす方

①市内在住、在勤の方 ②18歳以上の方 ③委員会(会議)に出席可能な方 ④清瀬市議会議員または清瀬市職員でない方

【任期】令和8年7月~令和10年3月 【回数】年2回

【報酬】委員会1回の出席につき9,000円 【提出内容】応募動機を400字程度にまとめ、氏名・住所・電話番号・年齢・性別・職業を明記のうえ、ご応募ください。5月29日(金)(必着)までに上記QRコード内申込みフォームまたは下記直接窓口、郵送で〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地 清瀬市役所へ

図書館課図書館係 ☎042-497-2555



戸籍に氏名の振り仮名が記載されます ~振り仮名の届出はお済みですか?~

令和7年5月に施行された戸籍法の一部改正により、氏名の振り仮名が新たに戸籍の記載項目に追加、公証されるようになりました。

これに伴い、戸籍に記載する予定の振り仮名を本籍地の市区町村から戸籍の筆頭者あてに通知し、日常使用している振り仮名と異なる場合には、正しい振り仮名の届出をお願いしてきます。届出の必要のある方は、5月25日(月)までに提出してください。

5月26日(火)以降、振り仮名の届出のなかった戸籍には、順次

通知した振り仮名が記載されます。清瀬市が本籍地の方は、10月中旬に振り仮名を戸籍に記載する予定です。

※当事者の届出によらず記載された振り仮名は、1度に限り家庭裁判所の許可を得ることなく変更することができます。

※届出方法・制度の詳細については、法務省のホームページをご覧ください。

市民課戸籍係

☎042-497-2038



法務省 ホームページ

